

認知症介護実践者等研修の受講義務付け一覧表

種別	職種	【1】①認知症 介護実践者研修 (※1)	【1】②認知症介護 実践リーダー研修 (※2)	【2】認知症対応型 サービス事業 開設者研修	【3】認知症対応型 サービス事業 管理者研修	【4】小規模多機能 型サービス等計画作 成担当者研修
単独型・併設型・ 共用型指定（介護 予防）認知症対応型 通所介護	代表者	—	—	—	—	—
	管理者	○	—	—	○	—
指定（介護予防） 小規模多機能居宅介護	代表者	—	—	○	—	—
	管理者	○	—	—	○	—
	計画作成 担当者	○	—	—	—	○
指定（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	代表者	—	—	○	—	—
	管理者	○	—	—	○	—
	計画作成 担当者	○	—	—	—	—
短期利用共同生活介護		○	○	○	—	—
看護小規模 多機能型居宅介護	代表者	—	—	○	—	—
	管理者	○	—	—	○	—
	計画作成 担当者	○	—	—	—	○

受講対象者 ※1…介護実務経験が2年以上であり、認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者。

※2…介護実務経験が5年以上であり、認知症介護実践者研修を修了して1年以上経過している者。

ただし、介護保険施設・事業所においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から、10年以上かつ1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有するものであると実施主体の長が認めた者も対象になる（令和9年3月31日まで）。